

1 貸切使用する場合の使用料

(1) 大体育場及び小体育場の使用料

単位：円

区分・利用の単位				新料金			(参考) 現利用料金			
				使用料の額 (1時間につき)			使用料の額 (1時間につき)			
				午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後1時まで の時間以外	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後1時まで の時間以外	
大体育場	入場料を 徴収しない 場合	アマチュア スポーツに 使用するとき	使用者が主として児童生徒のため 使用するとき	940	940	1,780	810	810	1,540	
			使用者が主として児童生徒 以外の者のため使用するとき	1,980	1,980	3,680	1,720	1,720	3,200	
		その他催物に 使用するとき	平日	7,870	7,870	14,780	6,840	6,840	12,850	
			土曜日・日曜日・休日	9,400	9,400	17,800	8,170	8,170	15,470	
	入場料を 徴収する 場合	アマチュア スポーツに 使用するとき	使用者が主として児童生徒のため 使用するとき	2,170	2,170	4,190	1,880	1,880	3,640	
			使用者が主として児童生徒 以外の者のため使用するとき	4,540	4,540	8,800	3,940	3,940	7,650	
		その他催物に 使用するとき	営利を目的とし ない催物である とき	平日	13,860	17,340	30,490	12,050	15,070	26,510
				土曜日・日曜 日・休日	16,630	20,790	36,560	14,460	18,070	31,790
			営利を目的とす る催物である とき	平日	27,720	34,640	60,970	24,100	30,120	53,010
				土曜日・日曜 日・休日	33,250	41,570	73,210	28,910	36,140	63,660
小体育場	アマチュアスポーツに 使用するとき	使用者が主として児童生徒のため 使用するとき	250	250	480	210	210	410		
		使用者が主として児童生徒 以外の者のため使用するとき	530	530	970	460	460	840		
	その他催物に使用するとき	平日	2,050	2,050	3,850	1,780	1,780	3,340		
		土曜日・日曜日・休日	2,450	2,450	4,630	2,130	2,130	4,020		

(2) 付属設備及び付属設備の使用料

単位：円

区分・利用の単位		新料金		(参考) 現利用料金	
		使用料の額		使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき	アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき
トレーニング室		1時間につき 560	1時間につき 710	1時間につき 480	1時間につき 610
会議室		1時間につき 340	1時間につき 500	1時間につき 290	1時間につき 430
ステージ		1時間につき 340	1時間につき 500	1時間につき 340	1時間につき 430
浴室		1回につき 830	1回につき 1,100	1回につき 720	1回につき 950
温水シャワー		1室1時間につき 340	1室1時間につき 500	1室1時間につき 290	1室1時間につき 430
電光掲示板		1組1時間につき 560	1組1時間につき 710	1組1時間につき 480	1組1時間につき 610
ピアノ		1時間につき 560	1時間につき 710	1時間につき 480	1時間につき 610
椅子		1脚1回につき 30	1脚1回につき 30	1脚1回につき 20	1脚1回につき 20
放送設備	入場料を徴収しない場合	1時間につき 430	1時間につき 560	1時間につき 370	1時間につき 480
	入場料を徴収する場合	1時間につき 830	1時間につき 1,100	1時間につき 720	1時間につき 950

(3) 照明等の使用料

単位：円

区分・利用の単位		新料金		(参考) 現利用料金		
		使用料の額 (1時間につき)		使用料の額 (1時間につき)		
		アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき	アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき	
照明	全館 (会議室を除く。)	4,690	6,100	4,070	5,300	
	大体育場	全灯使用	3,390	4,560	2,940	3,960
		二分之一減灯使用	2,340	3,080	2,030	2,670
	小体育場	460	580	400	500	
	会議室	40	50	30	40	
	ステージ	220	300	190	260	
暖房	全館 (会議室を除く。)	5,050	6,580	4,390	5,720	
	大体育場	3,510	4,690	3,050	4,070	
	小体育場	820	1,040	710	900	
	会議室	90	120	70	100	
特殊電源装置に係る電気		実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額	実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額	実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額	実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額	

2 貸切使用によらず使用する場合の使用料

(1) 体育館（温水シャワーを除く。）の使用料

単位：円

区分・利用の単位	新料金	(参考) 現利用料金
	使用料の額	使用料の額
	(午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで 及び午後5時から午後9時までのそれぞれの時間 区分ごとに1人につき)	(午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5 時まで 及び午後5時から午後9時までのそれぞれの時間 区分ごとに1人につき)
小学生児童及び中学校生徒	60	50
高等学校生徒及び高等専門学校及び大学の学生	140	120
一般	270	230

(2) 温水シャワー（浴室を除く。）の使用料

単位：円

区分・利用の単位	新料金	(参考) 現利用料金
	使用料の額	使用料の額
1人1回につき	150	130

3 体育館の施設（前記1及び2を除く。）の使用料

区分	利用の単位	新料金		
建物の使用に係るもの	1㎡につき1年	1㎡当たりの公有財産台帳価格の 100分の8.8を乗じて得た額	—	—

備考

- 1 使用面積が1㎡未満であるとき又は使用面積に1㎡未満の端数があるときは、当該使用面積又は端数を1㎡として計算する。
- 2 使用期間が1年未満であるとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る使用料については月割をもって計算する。
ただし、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数をもって日割をもって計算する。
- 3 利用料の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 4 この表（備考5を除く。）の規定により計算した額が100円に満たないときにおける利用料の額は、100円とする。
- 5 電気、ガス、水道その他の費用が生じるときは、この表の規定による利用料のほかに、実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を徴収する。